

議員提出議案第4号

葛飾区国民健康保険料の負担を軽減する福祉条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月21日

提出者 10番 おりかさ 明実 11番 中江 秀夫
12番 渡辺 キヨ子 31番 三小田 准一
32番 中村 しんご

葛飾区議会議長 梅沢 五十六 殿

(提案理由)

区民福祉の向上を図るため、国民健康保険料の算定方法の改正に伴い保険料の増加した世帯に助成金を支給する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険料の負担を軽減する福祉条例

(目的)

第1条 この条例は、国民健康保険料（以下「保険料」という。）の所得割額の算定方法の改正に伴い保険料が増加する世帯に対する負担を軽減することにより、区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 葛飾区国民健康保険に加入する被保険者の属する世帯の世帯主。ただし、現に保険料を滞納している世帯主は、保険料の納付に関する相談を受けなければならない。
- (2) 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成23年葛飾区条例第17号）による保険料の所得割額の算定方法の変更により保険料の所得割額が増加する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める。

(支給の申請及び決定)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより葛飾区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その受給資格の有無を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。